

船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 原油価格及び食材料費の高騰により影響を受けている市内障害福祉サービス事業所等に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。以下「規則」という。)及び本要綱に基づき補助金を交付することにより、安定した事業運営を支援するとともに利用者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 この補助金の交付対象となる事業所(以下「補助対象」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たした、食事提供に係る費用については別表1-1、燃料費については1-2に掲げる者とする。

- (1) 令和4年9月末日までに市内で補助対象事業所を運営し、今後も継続して当該事業所を運営する意思を有すること。
- (2) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる食事提供に係る費用、燃料費それぞれの経費(以下「各補助経費」という。)は、別表2-1及び2-2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内であって、別表3-1及び3-2に掲げる補助率を各補助経費に乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 申請者は、船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を、船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の支給を受けたものがあるときは、補助金の交付決定を取消し、又はすでに支給した補助金を返還させるものとする。

(関係帳簿の整備等)

第8条 補助を受けた事業者は、補助金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

別表

1—1 補助対象事業者(食事提供に係る費用)	2—1 補助対象経費	3—1 補助率
○通所系施設 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援A型、B型 ・宿泊型自立訓練 ・生活介護 ○入所施設 ○共同生活援助事業所 ○単独短期入所事業所	令和3年度食事提供に係る費用の決算額×1/2	4. 0%
1—2 補助対象事業者(燃料費)	2—2 補助対象経費	3—2 補助率
○訪問系施設 ・居宅介護 ・計画相談支援 ・障害児相談支援 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・地域定着支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ○通所系施設 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援A型、B型 ・宿泊型自立訓練 ・生活介護 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ○入所施設 ○共同生活援助事業所 ○単独短期入所事業所	令和3年度車の燃料費決算額	4. 5%

第1号様式

船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 法人名
代表者名 印

船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 令和3年度食事提供に係る費用の決算額がわかるもの

(2) 令和3年度車の燃料費決算額がわかるもの

3 補助金振込先

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種目	<input type="checkbox"/> 1 普通	<input type="checkbox"/> 2 当座	<input type="checkbox"/> 3 その他 ()
口座番号			
口座名義人			
口座名義人(カナ)			

※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

1 申請事業所一覧

事業所番号	事業所名	サービス種別	住所

※事業所番号がない場合は、記載不要です

2-1 経費所要額調書（食事提供に係る費用）

事業所名	決算額（食事提供に係る費用）	決算額×1/2(A)	補助率(B)	補助額(A×B)
			4.0%	
			4.0%	
			4.0%	
			4.0%	
			4.0%	
合計(C)				(円)

※補助額は、1,000円未満切り捨て

2-2 経費所要額調書（燃料費）

事業所名	決算額（燃料費）(D)	補助率(E)	補助額(D×E)
		4.5%	
		4.5%	
		4.5%	
		4.5%	
		4.5%	
合計(F)			(円)

※補助額は、1,000円未満切り捨て

3 補助額合計

補助額 (2-1(C)欄) + (2-2(F)欄)
(円)

※補助額合計は、交付申請額と同額

第2号様式

船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市障害福祉サービス事業所等事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 円

2 交付しない。

理由